

# 国土交通省調査・設計等業務における入札・契約の動向と今後の課題

国土技術政策総合研究所  
総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 室長  
**森田 康夫**  
MORITA Yasuo

国土技術政策総合研究所  
総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 主任研究官  
**小林 肇**  
KOBAYASHI Hajime

国土技術政策総合研究所  
総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 研究官  
**吉田 純土**  
YOSHIDA Jundo

国土技術政策総合研究所  
総合技術政策研究センター  
建設マネジメント技術研究室 研究員  
**南 昌宏**  
MINAMI Masahiro

## 1 はじめに

国土交通省の調査・設計等業務の調達において、従前は主にプロポーザル方式と価格競争方式の二つの発注方式が実施されてきた。しかし、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行により、価格と技術力を評価して落札者を決定する総合評価落札方式が平成19年度に試行、平成20年度から本格導入されるようになった。本稿では国土交通省における調査・設計等業務の入札・契約の近況と、今後の課題などについて、今年3月の「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会（平成24年度第2回）」で検討された内容を中心に概説する。

## 2 契約状況

### 2.1 発注件数の推移

調達方式別の発注件数の推移を図-1に示す。平成23年度の発注件数は東日本大震災復興に関する補正予算の影響などから、前年度に比べて微増している。調達方式別の割合は、総合評価落札方式が43.4%、価格競争方式は33.9%で、総合評価落札方式が平成20年に本格導入されて以降、大きく増加する一方で、価格競争方式は減少している。また、プロポーザル方式も減少しているが、これは長期的構想・計画業務の減少も一因と考えられる。

総合評価落札方式における配点比率別の発注件数の推移を図-2に示す。平成23年度の発注件数割合は、1：1が43.8%、1：2は54.9%、1：3

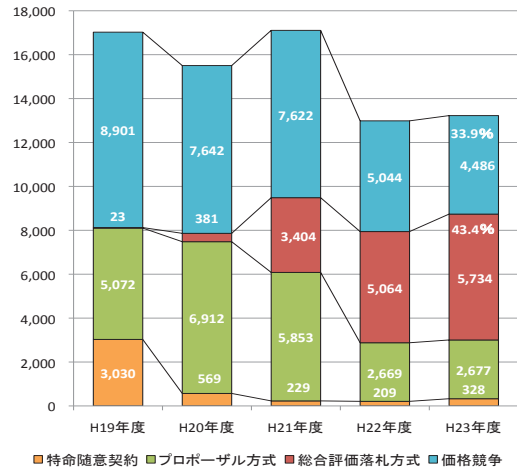


図-1 調達方式別発注件数

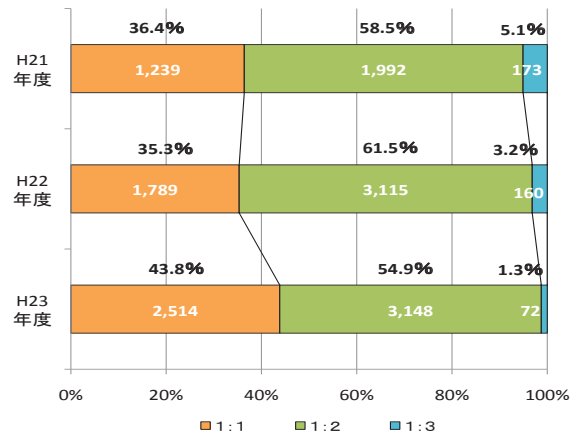


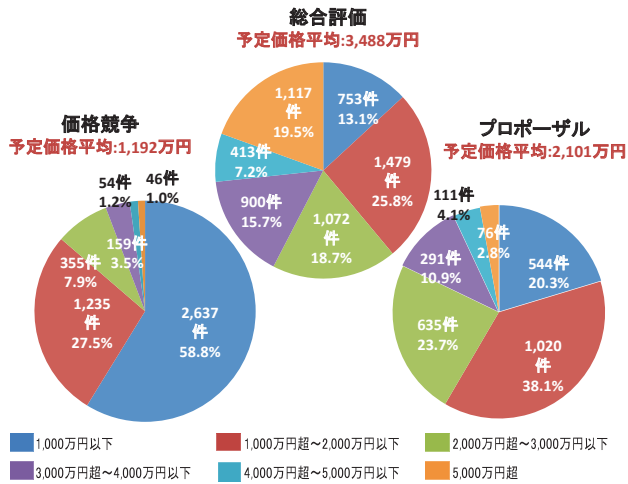
図-2 総合評価配点比率別発注件数

は1.3%で、1：1の発注割合が増加している。

### 2.2 予定価格の状況

平成23年度の予定価格帯別の発注件数と割合を図-3に示す。価格競争方式は、1千万円以下が

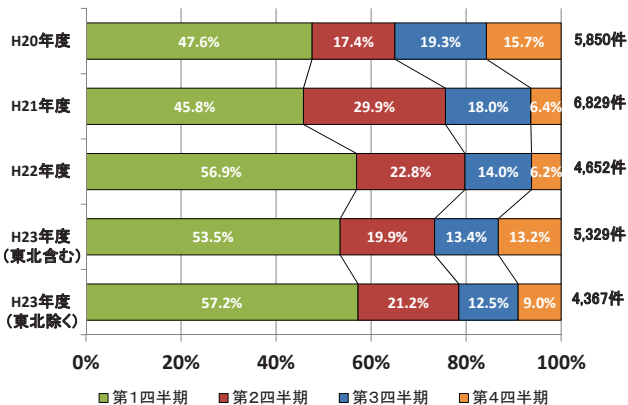
58.8%と規模の小さな業務が過半を占め、プロポーザル方式は1千万円超～3千万円以下の範囲に61.8%が集中している。一方、総合評価落札方式は他方式と比較すると、一部の価格帯に偏在せず、4千万円を超える大きな業務も26.7%を占めている。



図一 3 予定価格帯の状況

## 2.3 契約時期の推移

予定価格が2千万円を超える業務について、四半期毎に契約時期を整理したものを図一4に示す。上半期の契約割合が、平成20年度の65.0%から平成23年度には73.4%、東日本大震災関連業務の発注が多い東北地方整備局分を除いた場合には78.4%まで及び、早期発注の取り組みが進んでいることが分かる。

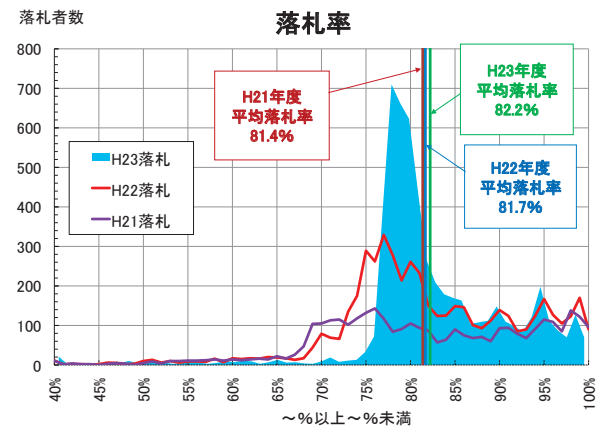
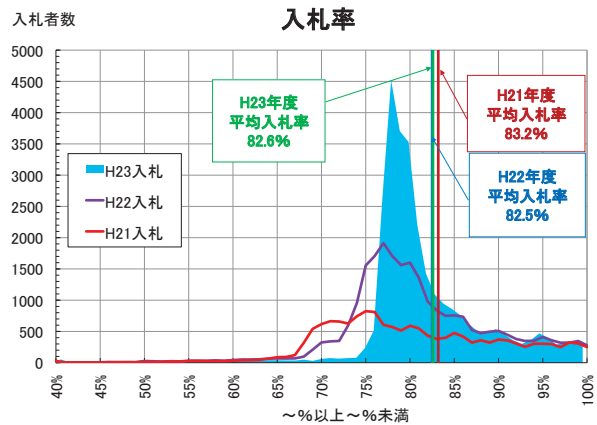


図一 4 予定価格2千万円超業務の発注時期

## 3 入札・落札状況

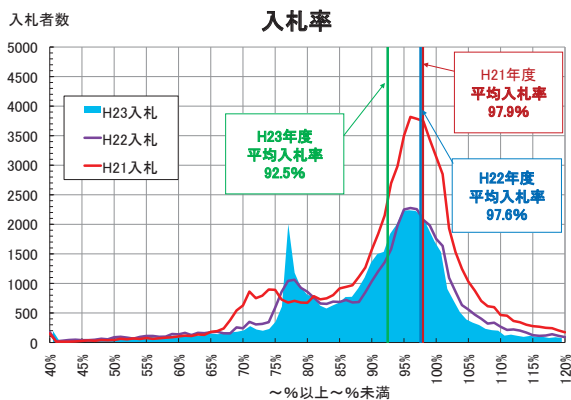
### 3.1 入札率と落札率の状況

総合評価落札方式の入札率・落札率分布の推移を図一5に示す。調査基準価格未滿の入札や落札はほとんど存在せず、入札率、落札率ともに調査基準価格付近(約75～80%)に集中し、その傾向が経年的に著しくなっている。また、平均入札率や平均落札率に顕著な経年変化は見られない。



図一 5 総合評価落札方式の入札率と落札率の分布

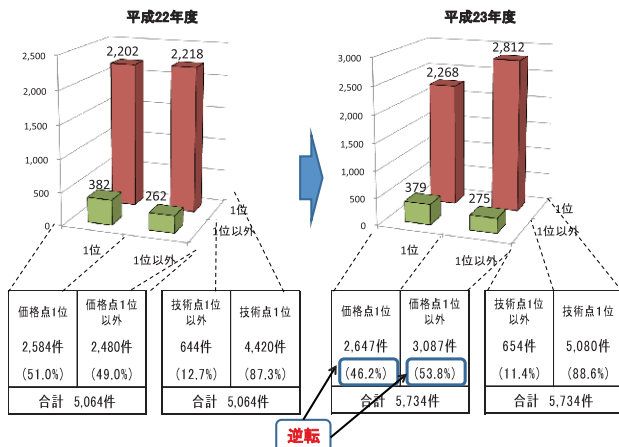
価格競争方式の入札率・落札率分布の推移を図一6に示す。入札率、落札率ともに調査基準価格付近と90～100%付近の二つにピークがあり、前者の形状が年々先鋭化している一方で、後者の形状は年々緩やかになっている。また、調査基準価格未滿の落札もかなり多く分布している。平均入札率は平成23年度に大幅低下する一方で、平均落札率は、やや低下傾向が見られるが大きな変化は見られない。



図一六 価格競争方式の入札率と落札率の分布

### 3.2 総合評価落札方式における落札者の状況

落札者の価格評価点(価格点)と技術評価点(技術点)の全入札者における順位を図一七に示す。技術点1位の者が落札した割合は平成23年度に88.6%であった。また、価格点1位以外の者が落札した割合は平成22年度から増加しており、平成23年度は53.8%で価格点1位が落札した割合を上回った。こ

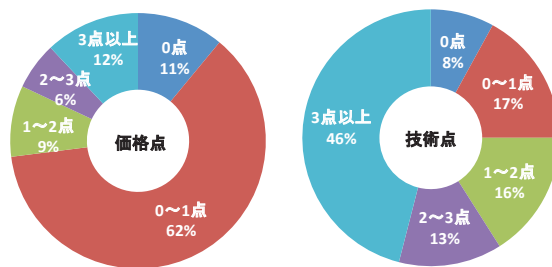


図一七 落札者の技術点と価格点の順位

のことから技術点の大小が落札に影響する傾向が相対的に強まっていることが分かる。

### 3.3 総合評価落札方式における評価点の状況

平成23年度の価格点と技術点における1位と2位の得点差の状況を図一八に示す。価格点は1点差以下の全体に占める割合が73%と大きい。一方、技術点は3点差以上が46%を占めるなど価格点に比して得点差が大きい傾向にあるが、1点差以下も25%を占めている。技術点差の小さい業務が一定数あることは、入札者に価格での競争を促し、入札が調査基準価格周辺へ集中する一因になっていると考えられる。



図一八 価格点と技術点の1位と2位の得点差

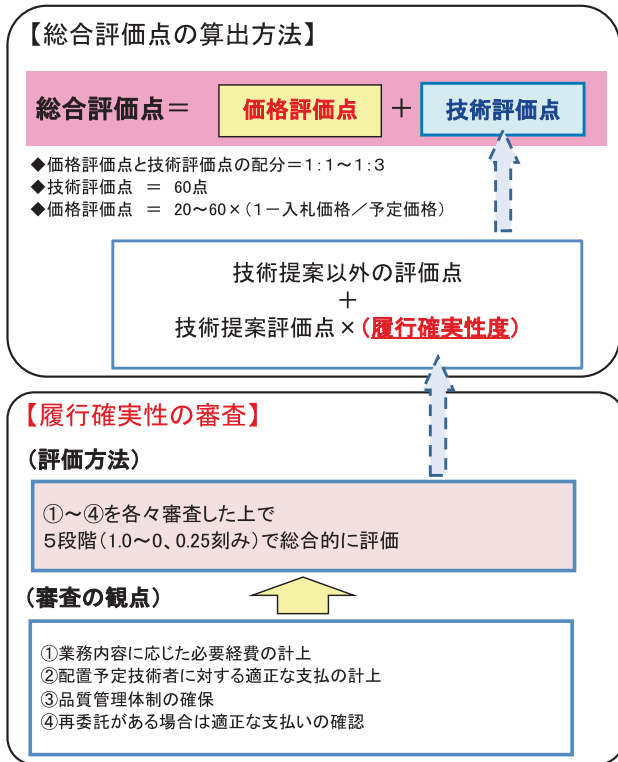
## 4 低入札対策

### 4.1 履行確実性評価の導入

履行確実性評価とは、入札価格が調査基準価格を下回った場合に技術提案書、ヒアリング及び追加資料等により、技術提案の履行の確保性を審査し、技術提案の履行の確保が認められる場合には、審査の結果に応じて技術点の技術提案書にかかわる部分について、0.0～1.0までの率を乗じて評価するものである。具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適当かの四つの項目をそれぞれ審査した上で総合的に5段階評価する(図一九)。低入札者の技術点が低く抑えられることにより、最終的に契約まで至るケースが減少し、低入札の抑制に寄与することが期待される制度である。

同制度は平成22年から総合評価落札方式におい

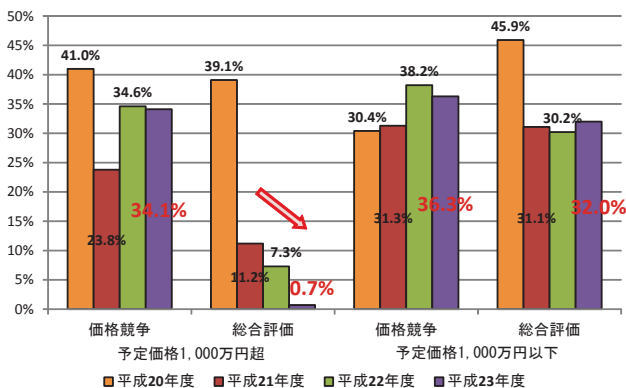
て導入され、順次対象を拡大し、平成23年4月からは予定価格が1千万円超の業務を対象としている。



図一 9 履行確実性の評価

#### 4.2 履行確実性評価の効果

低入札の発生状況を図一10に示す。予定価格1千万円超の総合評価落札方式の低入札発生率は平成23年度に0.7%まで減少し、履行確実性評価を導入した効果が窺える。一方で、価格競争方式や予定価格1千万円以下の総合評価落札方式では依然として高率で低入札が発生している。



図一 10 低入札発生状況

#### 4.3 地方整備局独自の低入札対策

地方整備局では、価格競争方式や予定価格1千万円以下の総合評価落札方式において低入札が高率で発生している現状を問題視し、各局独自の低入札対策に取り組んでいる。以下にその代表的な事例を記載する。

##### ① 品質確保基準価格等の設定

1千万円を超える業務の調査基準価格に相当する品質確保基準価格等を1千万円以下の業務へ設定し、これを下回る入札があった場合は入札を保留し低入札価格調査を実施するなどの措置を講ずる。

【北陸、中部、近畿、中国地方整備局】

##### ② 総合評価落札方式(実施方針確認型)の試行

従来、価格競争方式で実施していた業務の一部を簡易な総合評価落札方式へ入札方式を切り替え、入札契約段階で業務執行技術力や品質管理能力などを確認することにより品質確保を図る。

【関東地方整備局】

##### ③ 増員担当技術者の配置義務

低価格入札者に対し、管理技術者と同等以上の実績・資格を有する担当技術者の追加配置を義務付ける。

【中部地方整備局】

平成24年度上半期の速報値(平成24年4月~平成24年9月までの契約分)では、独自の低入札対策を実施した地方整備局において、価格競争方式や予定価格1千万円以下の総合評価落札方式における低入札発生率に低下傾向が見られ、これら対策の導入効果が窺える。

## 5 今後の課題

総合評価落札方式で調査基準価格周辺に入札が集中し、技術点が高得点であっても安値受注となる状況が続いていること、価格競争方式や履行確実性評価の対象外である予定価格1千万円以下の総合評価落札方式で低入札が多発していることなどが課題としてあげられる。

これらの課題を踏まえ、今後は、総合評価落札方式をはじめとした契約方式全般の妥当性についての分析整理や、地方整備局独自の低入札対策の全国への拡大検討などを実施する予定である。